

青森県少年補導協力員設置及び運営規程

昭和46年5月10日
本部訓令第17号

警察本部
警察学校
各警察署

改正	昭和47年3月本部訓令第14号	昭和48年4月本部訓令第12号
	昭和52年4月本部訓令第10号	昭和53年5月本部訓令第8号
	平成4年8月本部訓令第19号	平成6年10月本部訓令第15号
	平成6年12月本部訓令第24号	平成13年9月本部訓令第22号
	平成14年3月本部訓令第5号	平成16年3月19日本部訓令第4号
	令和2年7月27日本部訓令第14号	

青森県少年補導協力員設置および運営規程を次のように定める。

青森県少年補導協力員設置及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、地域を拠点とする非行防止活動の推進と、少年補導体制の強化をはかるため、少年補導協力員の設置およびその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び定員)

第2条 警察署に少年補導協力員を置く。

2 少年補導協力員の人員は、各警察署ごとの少年人口、少年非行状況等により定めるものとする。

(委嘱)

第3条 少年補導協力員は、警察署長の推せんにより警察本部長が委嘱する。

2 前項の委嘱は、「委嘱状」(様式第1)、「少年補導協力員手帳」(様式第2)および「少年補導協力員き章」(様式第3)を交付して行なう。

(推せん基準)

第4条 警察署長は、つぎの要件をそなえている者を推せんするものとする。

- (1) 人格および行動力について社会的信頼を有する者。
- (2) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有する者。
- (3) 心身の健康度、年齢等からみて実践能力を有する者。

2 警察署長は、前項の推せんにあたり特定の地域に偏しないよう配慮しなければならない。

(任期)

第5条 少年補導協力員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(謝金)

第6条 少年補導協力員に、年額13,000円の謝金を支給する。

2 謝金の支給は、3月とする。

(解嘱)

第7条 警察本部長は、少年補導協力員が辞意を表明したとき、または任務の遂行に適さない事由があると認められるときは、第5条の任期中にかかわらず、これを解嘱することができる。

2 少年補導協力員は、委嘱期間の満了又は解嘱になったときは、「少年補導協力員手帳」、「少年補導協力員き章」を返納しなければならない。

(少年補導協力員名簿)

第8条 警察本部長および警察署長は、「少年補導協力員名簿」(様式第4)を備付け、その状況を明らかにしておかなければならない。

(任務)

第9条 少年補導協力員は、常に警察と密接な連絡を保持し、地域内における少年の非行防止と健全

育成を図るため、次の事項を任務とする。

- (1) 非行少年等の発見保護活動
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) 有害環境浄化活動
- (5) 非行防止のための啓発活動
- (6) 少年を暴力団から守る活動
- (7) 非行集団からの離脱支援相談
- (8) 非行集団を解体するための協力援助活動
- (9) その他前各号の目的を達成するため、地域の特性に応じ必要と認められる事項
(少年補導協力員の留意事項)

第10条 少年補導協力員は、任務の遂行にあたっては、つぎの事項に留意しなければならない。

- (1) 関係者の人権を尊重し、権力的、強制的手段をとらないこと。
- (2) 威圧的、軽べつ言葉はさけること。
- (3) 少年の反抗的言動や挑発にのらないよう冷静な態度で接すること。
- (4) 補導にあたっては、人目につかないような場所を選びメモをとるときは、少年に気付かれな
いよう配慮すること。
- (5) 少年の所持品を検査するための身体検査は行なわないこと。
- (6) みずから補導することが、適切でないと認められるとき、あるいは、反抗による危険が予想
される場合は、すみやかに最寄りの警察官に連絡するなど必要な措置をとること。
- (7) 任務の遂行を通じて知り得た関係者の秘密は、これを他にもらさないようにすること。
- (8) 常時少年補導協力員手帳を携帯し、必要により呈示すること。
(警察本部長および警察署長の配意事項)

第11条 警察本部長および警察署長は、少年補償協力員の活動を積極的に推進するため、次の事項に
配意するものとする。

- (1) 県市町村青少年問題協議会および少年補導センター等と緊密な連絡をはかること。
- (2) 参考資料の配布、研修会の開催等少年補導協力員に必要な知識、技能の向上をはかること。
(交番員等の協力)

第12条 交番、駐在所勤務員は、受持区域内の少年補導協力員と緊密な連絡を保持し、通常勤務を通
じて少年補導協力員の任務遂行に積極的に協力しなければならない。

(少年補導協力員連絡簿)

第13条 警察署長は、警察署、交番及び駐在所に「少年補導協力員連絡簿」(様式第5)を備え付け、
少年補導協力員の活動の実態を把握するものとする。

2 少年補導協力員は、街頭補導などの活動に従事するときは、あらかじめ警察署、交番又は駐在所
に連絡するほか、活動終了後は、結果を報告するものとする。

(少年補導協力員連絡会)

第14条 警察署長は、管轄区域内における非行防止対策を効果的に実施するため必要と認めるときは、
少年補導協力員連絡会を組織することができる。

(補償)

第15条 少年補導協力員の任務の遂行に当たっての公務災害に対する補償は、「青森県議会議員その
他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年12月青森県条例第39号)の規定に定め
るところにより取り扱うことができる。

付 則

この規程は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日本部訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月27日本部訓令第14号)

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

様式第 1

委 嘱 状

委 嘱 状

殿

あなたを少年補導協力員として委嘱します。

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

青森県警察本部長

様式第2

少年補導協力員手帳

表紙

恒久用紙第1葉表面

少年補導協力員手帳

12
cm

7.5cm

少年補導協力員証

第 号

写 真

住所
氏名

上記の者は、少年補導協力員であることを証明する。

年 月 日

青森県警察本部長

恒久用紙第1葉裏面

恒久用紙第2葉以下

注 意

- 1 少年補導協力員として活動する場合は、必ずこの証を携帯すること。
- 2 少年補導協力員として活動するにあたって必要があるときは、この証を呈示すること。
- 3 この証を紛失、破損したときは、すみやかに警察署長に届け出ること。

関係法令抜すい

(記 載 省 略)

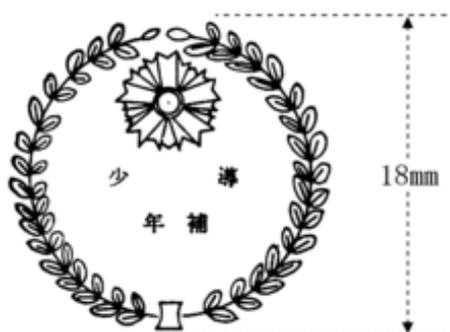
(注) (1) 表紙は茶色、ビニール製とし、上部に「少年補導協力員手帳」名を金色で表示する。

(2) 手帳の内容は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差替式とする。

様式第3

少年補導協力員き章

色 および 地質	黒 色 の 金 属
制 式	<p>円形とし、表面は中央上部に金色日章周囲を金色月桂樹でかこみ、日章の下に「少年補導」を金文字で浮き出す。</p> <p>裏面はピン止めとする</p> <p>形状寸法図のとおり</p>



様式第 5

署 長		副次 署 長長		警察生活安全 課		課 長		係 長		主 任		係 員	
少年補導協力員連絡簿													
連絡受理 年月日時	年 月 日 時 分							受 理 者 名 氏 名					
連 絡 (参 加) 少年補導協力員氏名													
連 絡 区 分		街頭補導、継続補導、その他											
少年補導協力員の 活 動 計 画		(1) 日 時 (2) 場 所 (3) 参 加 者 (4) 内 容											
警 察 の 指 導 連 絡 事 項													
少年補導協力員の 活 動 結 果													
備 考													

④ 連絡区分は該当項目を○で囲むこと。